

証券コード 9325
2023年6月8日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
ファイズホールディングス株式会社
代表取締役社長 榎 屋 幸 生

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.phyz.co.jp/ir/news/>

また、電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9325/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日新聞大阪本社ビル地下1階 オーバルホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面を記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年6月23日(金曜日) 午前10時

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年6月22日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

- ①株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ②株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年6月22日(木曜日) 午後6時到着分まで

- ※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

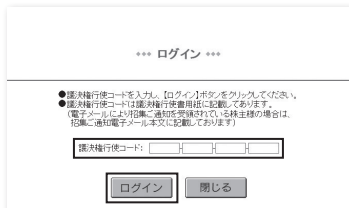
議決権行使期限：2023年6月22日（木曜日）午後6時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



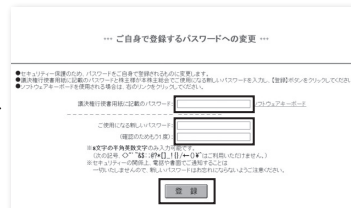
・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 事業報告

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスによる経済的・社会的活動の規制が徐々に緩和されていく一方、為替相場での急激な円安進行、物価やエネルギー価格の高騰、半導体不足に起因した生産活動の停滞に見舞われるなど、景気の先行きについては依然として不透明感が漂っています。

国内の物流市場は、ガソリンや軽油といった燃料価格の高止まりが続く中、中国主要都市でのロックダウンやロシアによるウクライナ侵攻を背景とした輸出入活動の停滞などの影響を受けました。また、物価上昇に伴う消費者の買い控えによる荷動きが鈍化する中、慢性的な労働力不足による人件費増加などの影響も受けました。

このような厳しい経済・社会情勢下において、当社グループでは、主にEC（注）ビジネスを手掛ける企業を対象にしたサードパーティー・ロジスティクス（3PL）事業である「ECソリューションサービス事業」として、①物流センターの運営機能（業務）を提供する「オペレーションサービス」、②拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供（利用運送）、ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「トランスポートサービス」の2つのサービスメニューを軸に、事業拡大を進めてきました。

さらに、輸入貨物に関する海外及び国内の運送取扱（ドレージ手配等）や、通関手続き代行サービスを提供する「国際物流サービス事業」にも注力しました。

なお、経営管理区分の見直しを行ったことに伴い、当連結会計年度より従来は「その他サービス」に含まれていた採用代行事業については、「オペレーションサービス」に含めております。

「オペレーションサービス」では、大手ネット通販会社向けや大手流通業向けの物流センター運営受託業務を中心に事業を展開しました。当社グループにとって最大規模の物流センター（流山事業所）が安定稼働いたしました。

また、過去最大規模の倉庫面積となる自社倉庫機能をもつ久喜宮代事業所を開設し、自社倉庫を活用したワンストップの3PLサービスの提供を開始いたしました。このほか、既存の物流センターや配送デポの受託業務も堅調に推移しました。

「トランスポートサービス」では、配車プラットフォーム事業において取引社数（荷主および実運送会社）と成約件数（マッチング件数）が大幅に増加しました。各サービス拠点（東京、大阪、名古屋、仙台）で積極的な営業活動を展開したほか、既存顧客向け配車取扱件数の拡大に取り組みました。

実運送では、拠点間輸送（幹線輸送）の新規案件の獲得、家電専門店向けEC商品配送などラストワンマイル配送でのサービス対象エリア拡大などに取り組みました。

「国際物流サービス事業」では、中国でのロックダウンの影響を受ける中、輸出入関連業務の拡販を目的に、国内営業拠点の拡充、アライアンス加盟を通じた東南アジア各国や北米・南米エリアでの代理店網の開拓、新規荷主の獲得などを推進しました。

「その他サービス」では、グループ会社の日本システムクリエイト株式会社を通じて、情報システムの開発受託や技術者派遣、中小企業向けパッケージソフトの企画・開発・販売などに取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高23,664,762千円（前年同期比31.1%増）、営業利益1,142,961千円（同98.6%増）、経常利益1,207,397千円（同110.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益807,632千円（同119.2%増）となり、売上高及び各段階利益について過去最高を達成しました。

（注）ECとは、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称。また、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショッピングのこと。

サービス別の業績は、次のとおりであります。セグメントの売上高は外部顧客に対するものです。

なお、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

#### ECソリューションサービス事業

物流センターの運営受託事業では、大規模拠点である流山事業所が安定稼働を続けるほか、ECビジネスや流通業向けなど新たに「葛西事業所」（東京都江戸川区）、「門司事業所」（福岡県北九州市門司区）、「鶴見事業所」（神奈川県横浜市鶴見区）、「久喜宮代事業所」（埼玉県久喜市）を開設しました。

輸配送の領域では、配車プラットフォーム事業の取引社数および成約件数が増加したほか、拠点間輸送やラストワンマイル配送など実運送の受託件数も伸長しました。その結果、当セグメントの売上高は21,275,938千円（前年同期比28.3%増）、セグメント利益は1,059,026千円（同115.9%増）という結果となりました。

また、ECソリューションサービス事業の各サービス別の売上は次のとおりであります。

(1) オペレーションサービス

大手ネット通販会社向け物流センター、大手日雑メーカー向け物流センター、流通業向け物流センター、配送デポ（配送センター）、生鮮品向け物流センターの運営など既存受託案件は堅調に推移しました。その結果、売上高は14,354,947千円（前年同期比28.2%増）となりました。

(2) トランスポートサービス

配車プラットフォーム事業の取引社数および成約件数が大幅に増加したほか、拠点間輸送やラストワンマイル配送も拡大しました。その結果、売上高は6,920,990千円（前年同期比28.5%増）となりました。

国際物流サービス事業

東南アジア諸国を中心とした海外代理店網の整備、国際アライアンスへの加盟、アパレル・流通業など新規取引先の開拓、南米向けフォワーディング業務の受託などが奏功し、事業が拡大しました。その結果、当セグメントの売上高は1,175,977千円（前年同期比3.8%増）となりました。

その他

その他サービス事業としては、日本システムクリエイト株式会社を通じた情報システムの開発代行・開発販売、技術者派遣などが堅調に推移しました。その結果、当セグメントの売上高は1,212,847千円（前年同期比269.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は137,245千円であります。

その主なものは、リース車両の購入(41,654千円)であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第7期<br>(2020年3月期) | 第8期<br>(2021年3月期) | 第9期<br>(2022年3月期) | 第10期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年3月期) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)             | 10,638,390        | 12,951,260        | 18,045,790        | 23,664,762                      |
| 経常利益(千円)            | 348,914           | 584,383           | 572,431           | 1,207,397                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 183,891           | 376,499           | 368,458           | 807,632                         |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 17.09             | 35.14             | 34.37             | 75.30                           |
| 総資産(千円)             | 2,779,065         | 4,230,639         | 5,835,024         | 6,861,809                       |
| 純資産(千円)             | 1,288,881         | 1,700,014         | 2,090,604         | 2,824,949                       |
| 1株当たり純資産額(円)        | 119.38            | 157.57            | 191.70            | 260.58                          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                              | 第7期<br>(2020年3月期) | 第8期<br>(2021年3月期) | 第9期<br>(2022年3月期) | 第10期<br>(当事業年度)<br>(2023年3月期) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 売上高及び営業収益(千円)                    | 5,945,810         | 569,084           | 690,484           | 574,245                       |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)(千円)            | 14,395            | △53,090           | 72,376            | 23,904                        |
| 当期純利益又は当期純損失<br>(△)(千円)          | △28,378           | △54,576           | 55,174            | 33,808                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失<br>(△)(円) | △2.64             | △5.09             | 5.15              | 3.15                          |
| 純資産(千円)                          | 1,068,336         | 1,043,881         | 1,099,097         | 1,057,886                     |
| 総資産(千円)                          | 1,281,627         | 1,788,719         | 1,686,183         | 1,426,921                     |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 99.59             | 97.39             | 102.51            | 98.61                         |



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

| 会社名                      | 資本金         | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係      |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|
| AZ-COM丸和<br>ホールディングス株式会社 | 2,670,960千円 | 58.4%       | 当社との役員の兼任1名 |

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                           |
|-------------------------|----------|----------|-----------------------------------|
| ファイズオペレーションズ<br>株式会社    | 52,500千円 | 100.0%   | ECサイト運営企業等の拠点内オペレーション業務           |
| ファイズトランスポートサー<br>ビス株式会社 | 10,000   | 100.0    | 拠点間の商品輸送及びECサービス利用<br>者への商品の宅配    |
| 株式会社中央運輸                | 10,000   | 100.0    | 拠点間の商品輸送                          |
| ブリリアントトランスポート<br>株式会社   | 15,375   | 51.0     | 海外及び国内での運送取扱（ドレー<br>ジ手配等）や通関手続き代行 |
| 日本システムクリエイト<br>株式会社     | 50,000   | 60.0     | コンピュータシステムの開発                     |

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く物流業界の経営環境は、ECを通じて購買された商品を安定的に供給する役割を担う物流企業に対する社会的ニーズが高まる中、コロナショック以降大幅に変化しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図りつつ、物流企業に対する社会的ニーズや取引先のご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、ドライバーを含めた人材不足等の問題に対処するための労働力確保の取り組みは継続し、業容拡大にも対処できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

#### ① 営業体制の強化

サードパーティーロジスティクスの分野でEC市場向けと並行して、小売りチェーンや卸売業など流通業向け、食品や消費財など生活必需品を製造・販売するメーカー向けの新規開拓にも積極的に取り組んでまいります。

#### ② 内部管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、内部管理体制やリスク管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

### ③ 安全対策の強化

社会的責任を果たすため、安全対策の強化を推進し、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全対策の強化に取り組んでまいります。また、車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

### ④ 優秀な人材の確保

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大及び業容拡大のため多様な人材の確保が必要不可欠となります。このためITツールを積極的に活用し、求人専用サイトや、SNSの有効活用など企業プロモーション活動を行ってまいります。また、国籍・年齢・性別を問わず優秀な人材の確保・育成に努めダイバーシティ推進のための取り組みを進めてまいります。

### ⑤ SDGs(サステナビリティ)への取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)を当社グループのビジネスに紐づけ、取り組みの大小にかかわらず常に検討し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

### ⑥ DX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組み

物流DXの推進に向けた投資や取り組みを強化し、データやデジタル技術を活用した新たな価値を創出してまいります。

## (5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループの主要な事業はECソリューションサービス事業であります。サービスの内容は、物流センターの運営機能(業務)を提供する「オペレーションサービス」、拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供(利用運送)、ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「トランスポートサービス」があり、包括的なサービスを提供しております。

各サービスの内容は、以下のとおりであります。

### ① オペレーションサービス

オペレーションサービスでは、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等に対して、物流センターにおける入荷から出荷に至るまでの作業プロセス全体を、当社が包括的に管理する実務機能のほか、庫内オペレーションの設計などをサポートするコンサルティング機能も提供しています。

ECサービスの特徴として注文数量の波動に対応するためオペレーションにフレキシビリティが求められます。オペレーションサービスにおいてノウハウを蓄積した自社雇用のスタッフにより、顧客の要望にレスポンス良く応える高品質なサービスの提供を可能としております。

### ② トランスポートサービス

トランスポートサービスでは、主に大型車両による実運送サービス及び配車プラットフォームサービス、ラストワンマイル配送を展開しています。労働力不足を背景に、日本国内におい

て実運送を担う車両やドライバーの確保が困難になりつつある中、自社保有及び協力会社の車両を安定供給することで、お客様のさまざまな輸送ニーズにお応えしております。

また、実運送サービスでは、主に大型車両を用いて、工場～物流センター間、物流センター～物流センター間などで発生する大量一括輸送ニーズに対応しています。東京、名古屋、大阪などの大都市圏を結ぶネットワークを構築し、拠点間を行き来する定期運行便や、スポット輸送を展開。荷物の積み降ろし作業の迅速化につながるウイング車を中心に車両を手配しています。

配車プラットフォームサービスでは、運ぶ荷物を探しているパートナー企業と、運び手の見つからない荷主をマッチングさせるサービスをご提供しています。オーダーに応じて最適な車両や荷物を探し出し、配車手配を行っています。

大手宅配便会社（日系及び外資系）向けに提供する集配代行業務やEC関連貨物の個人宅配送などを展開しています。ECサイト運営企業等からの直接的な配送依頼のほか、さまざまな配送業務代行ニーズに対応しています。

## (6) 主要な営業所及び事業所（2023年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所

|   |   |              |
|---|---|--------------|
| 本 | 社 | 大阪市北区        |
| 営 | 業 | 所            |
|   |   | 東京営業所：東京都中央区 |

### ② 子会社

|                     |         |
|---------------------|---------|
| ファイズオペレーションズ株式会社    | 大阪市北区   |
| ファイズトランスポートサービス株式会社 | 大阪市北区   |
| 株式会社中央運輸            | 神奈川県厚木市 |
| ブリリアントトランスポート株式会社   | 東京都渋谷区  |
| 日本システムクリエイト株式会社     | 東京都大田区  |

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減  |
|-------------|---------------|--------------|
| オペレーションサービス | 240 (1,596) 名 | 53名増 (175名増) |
| トランスポートサービス | 202 (3)       | 34名減 (3名増)   |
| 国際物流サービス事業  | 11 (1)        | 2名減 (1名増)    |
| その他         | 115 (4)       | 16名減 (4名増)   |
| 全社 (共通)     | 23 (3)        | 3名増 (3名増)    |
| 合計          | 591 (1,607)   | 4名増 (186名増)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-------------|-------|--------|
| 23 (3) 名 | 357名減 (3名増) | 37.8歳 | 3.3年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 使用人数が前事業年度と比べて357名減少しておりますが、その主な理由は当社連結子会社への転籍によるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先    | 借入残高   |
|--------|--------|
| 城南信用金庫 | 311百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 34,240,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,822,800株 |
| ③ 株主数      | 2,476名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株主名                                                      | 持株数     | 持株比率   |
|----------------------------------------------------------|---------|--------|
| AZ-COM丸和ホールディングス株式会社                                     | 6,264千株 | 58.39% |
| 和佐見勝                                                     | 520     | 4.85   |
| 榎屋幸生                                                     | 450     | 4.19   |
| 株式会社Kanamoriアセジメント                                       | 310     | 2.89   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                              | 300     | 2.80   |
| 上田八木短資株式会社                                               | 161     | 1.51   |
| 金森勉                                                      | 160     | 1.49   |
| ファイズ従業員持株会                                               | 143     | 1.33   |
| 株式会社SBI証券                                                | 127     | 1.18   |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM<br>GCM CLIENT ACCTS MILM FE | 83      | 0.78   |

(注)持株比率は自己株式(94,481株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|----------|--------|--------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 榎屋 幸生  |                                            |
| 取締役副社長   | 大澤 隆   |                                            |
| 専務取締役    | 田中 勝也  | 営業本部長                                      |
| 常務取締役    | 吉島 伸一  | 管理本部長                                      |
| 取締役      | 西村 考史  | 財務担当                                       |
| 取締役      | 青島 亨   |                                            |
| 取締役      | 岩崎 哲律  | AZ-COM丸和ホールディングス株式会社<br>取締役常務執行役員事業推進グループ長 |
| 取締役      | 大塚 信   | 株式会社丸和運輸機関執行役員経理本部長                        |
| 取締役      | 平康 慶浩  | セレクションアンドバリエーション株式会社<br>代表取締役社長            |
| 取締役      | 光定 洋介  | 産業能率大学経営学部教授                               |
| 取締役      | 井口 典夫  | 青山学院大学総合文化政策学部教授                           |
| 取締役      | 松田 佳紀  | 株式会社ワコーパレット常務取締役                           |
| 取締役      | 深山 隆   | 株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役                         |
| 常勤監査役    | 堀口 淳也  |                                            |
| 監査役      | 藤原 誠   | 弁護士法人北浜法律事務所社員弁護士                          |
| 監査役      | 中喜多 智彦 | このえ有限責任監査法人社員                              |

- (注) 1. 取締役平康慶浩、取締役光定洋介、取締役井口典夫、取締役松田佳紀、取締役深山隆の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原誠氏及び監査役中喜多智彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中喜多智彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役平康慶浩、取締役光定洋介、取締役井口典夫、取締役松田佳紀、取締役深山隆、監査役藤原誠、監査役中喜多智彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結売上及び連結営業利益の目標値を業績指標（KPI）とした譲渡制限付株式とし、年間最大30百万円以内とする。また、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（当社の株式分割等当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲内で調整する。）とする。

d.報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとする。取締役会または取締役会の委任を受けた代表取締役社長は上記方針に基づいた種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの具体的な比率については報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。



e.報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |            |           | 報酬等の額<br>(百万円) |
|--------------------|-----------------------|------------------|------------|-----------|----------------|
|                    |                       | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬 | 非金銭報<br>酬 |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 13<br>(5)             | 118<br>(11)      | 4<br>(0)   | －<br>(－)  | 123<br>(11)    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)              | 10<br>(3)        | 0<br>(0)   | －<br>(－)  | 11<br>(3)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 16<br>(7)             | 129<br>(15)      | 5<br>(0)   | －<br>(－)  | 134<br>(15)    |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は4名)です。

また金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

2. 監査役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

3. 取締役会は、代表取締役社長榎屋幸生氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平康慶浩氏は、セレクトションアンドバリエーション株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役光定洋介氏は、産業能率大学経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役井口典夫氏は、青山学院大学総合文化政策学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松田佳紀氏は、株式会社ワコーパレットの常務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役深山隆氏は、株式会社ミヤマプロジェクトの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤原誠氏は、弁護士法人北浜法律事務所の社員弁護士であります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。同事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏は独立役員として適任であると判断しております。
- ・監査役中喜多智彦氏は、このえ有限責任監査法人の社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 康 慶 浩 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、主に人事コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と識見を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。特に人事管理および人事制度、役員報酬などについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                  |
| 取締役 光 定 洋 介 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し主にファイナンスやM&A等に関するアドバイスの経験・実績と財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。特にM&Aの検討について専門的な立場から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、会社運営全般について、法令遵守の徹底、環境社会ガバナンスへの配慮について発言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 井 口 典 夫 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、主に経営学や経済学に関する幅広い見識を活かして、ガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                                                                   |
| 取締役 松 田 佳 紀 | 当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と知見を活かして、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                                                          |
| 取締役 深 山 隆   | 2022年6月の定時株主総会において取締役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会14回すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と知見を活かして、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                            |

|               | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                               |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 藤 原 誠     | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回すべてに出席し、高度な知見と豊富な経験を有した法曹としての観点から適宜、必要な発言を行っております。      |
| 監査役 中 喜 多 智 彦 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 34,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,094,461</b> | <b>流動負債</b>    | <b>3,317,548</b> |
| 現金及び預金          | 2,506,621        | 買掛金            | 1,055,724        |
| 受取手形及び売掛金       | 2,487,167        | リース債務          | 79,415           |
| 商 品             | 3,079            | 短期借入金          | 15,000           |
| 貯 蔵 品           | 2,881            | 1年内返済予定の長期借入金  | 277,395          |
| 前 払 費 用         | 67,968           | 1年内償還予定の社債     | 5,000            |
| 未収還付法人税等        | 3,131            | 未 払 金          | 272,767          |
| そ の 他           | 26,533           | 未 払 費 用        | 701,297          |
| 貸倒引当金           | △2,921           | 未払法人税等         | 382,868          |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,767,347</b> | 未払消費税等         | 365,435          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>647,793</b>   | 預 り 金          | 41,651           |
| 建 物             | 88,372           | 賞 与 引 当 金      | 51,160           |
| 車 両 運 搬 具       | 21,887           | そ の 他          | 69,833           |
| 工具、器具及び備品       | 28,233           | <b>固定負債</b>    | <b>719,311</b>   |
| リ ー ス 資 産       | 221,300          | リ ー ス 債 務      | 174,152          |
| 土 地             | 287,999          | 長期借入金          | 327,107          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>356,142</b>   | 退職給付に係る負債      | 2,694            |
| ソフトウェア          | 43,490           | 役員退職慰労引当金      | 54,852           |
| の れ ん           | 210,872          | 繰延税金負債         | 97,966           |
| そ の 他           | 101,780          | 資産除去債務         | 6,233            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>763,411</b>   | そ の 他          | 56,304           |
| 投資有価証券          | 69,830           | <b>負債合計</b>    | <b>4,036,859</b> |
| 敷金及び保証金         | 398,361          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 繰延税金資産          | 95,474           | <b>株主資本</b>    | <b>2,793,821</b> |
| そ の 他           | 199,745          | 資 本 金          | 326,522          |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,861,809</b> | 資 本 剰 余 金      | 245,048          |
|                 |                  | 利 益 剰 余 金      | 2,267,798        |
|                 |                  | 自 己 株 式        | △45,548          |
|                 |                  | その他の包括利益累計額    | 1,802            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 1,802            |
|                 |                  | <b>非支配株主持分</b> | <b>29,325</b>    |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,824,949</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>6,861,809</b> |

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 金 額        |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 23,664,762 |
| 売上原価            |         | 21,454,733 |
| 売上総利益           |         | 2,210,029  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,067,068  |
| 営業利益            |         | 1,142,961  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 80      |            |
| 受取配当金           | 1,695   |            |
| 助成金収入           | 14,474  |            |
| 固定資産売却益         | 57,319  |            |
| その他             | 8,720   | 82,291     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 8,197   |            |
| 固定資産除売却損        | 1,446   |            |
| 和解金             | 6,950   |            |
| その他             | 1,261   | 17,855     |
| 経常利益            |         | 1,207,397  |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,207,397  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 469,307 |            |
| 法人税等調整額         | △77,894 | 391,412    |
| 当期純利益           |         | 815,984    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 8,351      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 807,632    |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-------------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>       | <b>247,356</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>366,754</b>   |
| 現金及び預金            | 41,540           | 買掛金            | 87               |
| 受取手形及び売掛金         | 87,840           | リース債務          | 2,231            |
| 関係会社売掛金           | 52,633           | 未払金            | 34,107           |
| 関係会社預け金           | 838              | 未払費用           | 11,724           |
| 前払費用              | 15,338           | 1年内返済予定長期借入金   | 110,010          |
| 1年内返済予定の関係会社長期貸付金 | 47,751           | 預り金            | 3,505            |
| その他               | 1,412            | 関係会社預り金        | 193,242          |
| <b>固定資産</b>       | <b>1,179,564</b> | 未払消費税等         | 4,322            |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>17,900</b>    | 未払法人税等         | 7,503            |
| 建物                | 11,420           | その他            | 20               |
| 工具、器具及び備品         | 6,480            | <b>固定負債</b>    | <b>2,280</b>     |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>16,824</b>    | 資産除去債務         | 2,280            |
| ソフトウェア            | 16,824           | <b>負債合計</b>    | <b>369,034</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>1,144,839</b> | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 投資有価証券            | 0                | <b>株主資本</b>    | <b>1,057,886</b> |
| 関係会社株式            | 799,389          | <b>資本金</b>     | <b>326,522</b>   |
| 出資金               | 85               | <b>資本剰余金</b>   | <b>239,567</b>   |
| 関係会社長期貸付金         | 318,806          | 資本準備金          | 229,522          |
| 繰延税金資産            | 3,605            | その他資本剰余金       | 10,045           |
| その他               | 22,952           | 自己株式処分差益       | 10,045           |
| <b>資産合計</b>       | <b>1,426,921</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>537,344</b>   |
|                   |                  | その他利益剰余金       | 537,344          |
|                   |                  | 繰越利益剰余金        | 537,344          |
|                   |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△45,548</b>   |
|                   |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,057,886</b> |
|                   |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,426,921</b> |



## 損益計算書

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金      | 額              |
|--------------|--------|----------------|
| 売上高          |        | 47             |
| 営業収益         |        | 574,198        |
| 売上高及び営業収益合計  |        | <b>574,245</b> |
| 売上総利益        |        | <b>574,245</b> |
| 販売費及び一般管理費   |        | <b>552,885</b> |
| 営業利益         |        | <b>21,359</b>  |
| 営業外収益        |        |                |
| 受取利息         | 957    |                |
| 固定資産売却益      | 1,442  |                |
| その他          | 651    | 3,051          |
| 営業外費用        |        |                |
| 支払利息         | 466    |                |
| その他          | 40     | 507            |
| 経常利益         |        | <b>23,904</b>  |
| 特別利益         |        |                |
| 抱合せ株式消滅差益    | 20,790 | 20,790         |
| 税引前当期純利益     |        | <b>44,694</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,694 |                |
| 法人税等調整額      | △808   | 10,886         |
| 当期純利益        |        | <b>33,808</b>  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

ファイズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを

評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

ファイズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は2022年4月1日から2023年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

ファイブホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 堀口 淳也 ㊞

社外監査役 藤原 誠 ㊞

社外監査役 中喜多智彦 ㊞

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</li> <li><u>3. 会計監査人</u></li> </ol> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の<u>監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役<u>の全員の同意があるときは</u>、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)<br/>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)<br/>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)<br/>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)<br/>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                             | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>                                          | (削除)  |
| <p><u>(監査役の員数)</u></p>                                                              |       |
| <p><u>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                                 | (削除)  |
| <p><u>(監査役の選任方法)</u></p>                                                            |       |
| <p><u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>                                               | (削除)  |
| <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>    | (削除)  |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p>                                                              |       |
| <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>            | (削除)  |
| <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>             | (削除)  |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                              |       |
| <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>                                      | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>                                                           |       |
| <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | (削除)  |
| <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                           | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>                                                           |       |
| <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                         | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                               | 変 更 案                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>           | (削除)                                              |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                  | (削除)                                              |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第38条 <u>監査役の報酬、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                           | (削除)                                              |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | (削除)                                              |
| <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                    | (削除)                                              |
| (新設)                                                                                                                                  | 第5章 監査等委員会                                        |
| (新設)                                                                                                                                  | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                 |
|                                                                                                                                       | 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> |

| 現 行 定 款                    | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                       | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                                               |
| (新設)                       | 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。                                                                                                                 |
| (新設)                       | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                                                                          |
| (新設)                       | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。                                               |
| (新設)                       | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                                    |
| 第6章 計算<br>第40条～第43条 (条文省略) | 第6章 計算<br>第36条～第39条 (現行どおり)                                                                                                                                     |
| (新設)                       | <u>附則</u><br><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第10回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行うことも重要施策と考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円 総額は171,653,104円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月26日



**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役13名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おおさわ たかし<br>大澤 隆<br>(1972年7月23日)    | 1993年4月 東山産業入社<br>1997年7月 トランコム株式会社入社<br>2018年4月 当社入社<br>2018年6月 常務取締役就任 営業本部長<br>2019年6月 取締役副社長就任 営業本部長<br>2020年6月 取締役副社長就任 (現任)                                                              | 8,700株     |
| 2     | たなか かつや<br>田中 勝也<br>(1972年8月29日)    | 1993年4月 株式会社松本組入社<br>2007年1月 K's construction設立 代表就任<br>2010年10月 株式会社ヴィ企画入社<br>2014年1月 当社入社<br>2014年1月 事業統括本部長就任<br>2015年2月 取締役就任 営業本部長<br>2017年5月 常務取締役就任 営業本部長<br>2020年6月 専務取締役就任 営業本部長 (現任) | 75,300株    |
| 3     | よし じま しん いち<br>吉島 伸一<br>(1966年1月2日) | 1984年4月 トヨタカローラ大阪株式会社入社<br>1990年2月 佐川急便株式会社入社<br>2014年2月 当社入社<br>2014年2月 法務課長就任<br>2015年2月 監査役就任<br>2019年6月 取締役就任 管理本部長<br>2020年6月 常務取締役就任 管理本部長 (現任)                                          | 33,600株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | にしむらたかし<br>西村考史<br>(1980年1月15日) | 2007年1月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2010年6月 公認会計士登録<br>2016年12月 当社入社<br>2016年12月 財務担当部長就任<br>2019年6月 取締役就任 財務担当部長<br>2020年8月 取締役就任 財務担当(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,500株     |
| 5     | あおしまとおる<br>青島亨<br>(1969年5月24日)  | 1994年4月 遠州トラック株式会社入社<br>2012年5月 トランコム株式会社入社<br>2020年9月 当社入社 執行役員就任<br>2022年6月 取締役就任(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2,300株     |
| 6     | いわさきあきのり<br>岩崎哲律<br>(1974年7月3日) | 1993年4月 株式会社丸和運輸機関(現AZ-COM丸和ホールディングス株式会社)入社<br>2015年6月 同社常温物流運営部長<br>2016年8月 同社執行役員常温物流部長<br>2017年6月 同社執行役員EC常温物流運営本部長兼EC常温物流運営部長<br>2017年7月 同社執行役員EC常温物流運営本部長兼常温物流運営部長<br>2018年6月 同社取締役執行役員EC物流運営本部長<br>2018年7月 同社取締役執行役員ECラストワンマイル事業本部長兼ECラストワンマイルMQA開発部長<br>2020年4月 同社取締役執行役員EC事業本部長<br>2022年6月 当社取締役就任(現任)<br>2022年6月 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社取締役常務執行役員EC事業本部長<br>2022年10月 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社取締役常務執行役員事業推進グループ長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>AZ-COM丸和ホールディングス株式会社取締役常務執行役員事業推進グループ長(現任) | -株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7         | おお つか あきら<br>大塚 信<br>(1972年2月9日)   | 1990年4月 株式会社丸和運輸機関入社<br>2008年6月 同社経理部長<br>2013年6月 同社執行役員経理本部長兼経理部長<br>2019年7月 同社執行役員経理本部長(現任)<br>2022年6月 当社取締役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社丸和運輸機関執行役員経理本部長                      | -株             |
| 8         | い ぐち のり お<br>井口 典夫<br>(1956年5月10日) | 1980年3月 運輸省(現国土交通省)入省<br>1995年4月 青山学院大学 経営学部助教授就任<br>1998年4月 青山学院大学 経営学部教授就任<br>2008年4月 青山学院大学 総合文化政策学部教授<br>就任(現任)<br>2021年6月 当社社外取締役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>青山学院大学総合文化政策学部教授 | -株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9         | まつ だ よし のり<br>松 田 佳 紀<br>(1960年11月9日) | 1979年3月 上新電気株式会社入社<br>2006年4月 株式会社マツヤデンキ取締役兼COO<br>2007年6月 株式会社ぷれっそホールディング代表<br>取締役兼COO<br>2013年3月 株式会社ヤマダ電機（現株式会社ヤマ<br>ダホールディングス）取締役副社長兼<br>エス・バイ・エル株式会社（現株式会<br>社ヤマダホームズ）代表執行役員社長<br>代行<br>2013年5月 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム<br>（現株式会社ヤマダホームズ）代表取<br>締役社長<br>2015年6月 株式会社NYMK設立代表取締役（現任）<br>2016年5月 エーアーティー株式会社社外取締役<br>2017年5月 株式会社ビジョンメガネ代表取締役会長<br>2018年10月 株式会社ワコーパレット常務取締役<br>2019年6月 株式会社KHC社外取締役（現任）<br>2021年6月 当社社外取締役就任（現任）<br>2023年4月 株式会社ワコーパレット専務取締役<br>（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ワコーパレット専務取締役 | -株             |
| 10        | み やま たかし<br>深 山 隆<br>(1958年10月22日)    | 1981年4月 味の素株式会社入社<br>2012年7月 味の素ヘルシーサプライ株式会社代表<br>取締役社長<br>2017年3月 F-LINE株式会社代表取締役社長<br>2021年8月 株式会社ミヤマプロジェクト代表取締<br>役（現任）<br>2022年6月 当社社外取締役就任（現任）<br>2023年5月 シマダヤ株式会社社外取締役就任（現<br>任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役                                                                                                                                                                                                                                                                           | -株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井口典夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営学や経済学に関する幅広い見識を有しており、特にガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社のガバナンス体制強化に貢献いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その業務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 松田佳紀氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
5. 深山隆氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
6. 井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって井口典夫氏は2年、松田佳紀氏は2年、深山隆氏は1年となります。
7. 岩崎哲律氏及び大塚信氏は、当社の親会社でありますAZ-COM丸和ホールディングス株式会社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、両氏の同社における現在及び各10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
8. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏が再任された場合は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、引き続き各氏が再任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

10. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | ほり ぐち じゅん や<br>堀 口 淳 也<br>(1970年4月29日) | 1989年4月 関西電力株式会社入社<br>2004年9月 明光義塾昭和町教室開校<br>2009年10月 株式会社ヴィ企画入社<br>2013年10月 当社入社<br>2017年4月 オペレーションサービス関西エリア課長<br>2019年2月 管理本部課長<br>2019年6月 当社監査役就任(現任)        | 6,400株     |
| ※2    | ふじ わら まこと<br>藤 原 誠<br>(1980年4月28日)     | 2007年12月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>2008年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業(現弁護士法人北浜法律事務所)入所<br>2016年6月 当社社外監査役就任(現任)<br>2022年3月 株式会社ナサホーム社外監査役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士 | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※3        | なか き た とも ひこ<br>中喜多智彦<br>(1978年7月26日) | 2005年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2007年7月 公認会計士登録<br>2011年10月 株式会社ミズワン入社<br>2013年5月 ロングブラックパートナーズ株式会社入社<br>2014年11月 このえ有限責任監査法人入所(現任)<br>2017年6月 当社社外監査役就任(現任)<br>2022年1月 株式会社マツオカトレーディング取締役社長<br>(重要な兼職の状況)<br>このえ有限責任監査法人 社員 | 一株             |

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 藤原誠、中喜多智彦の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、藤原誠、中喜多智彦の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、第1号議案及び藤原誠、中喜多智彦の各氏の選任が承認された場合は、各氏との当該契約を締結する予定であります。
5. 藤原誠氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に関する幅広い見識を有し、社外取締役として取締役の職務執行を監視いただくとともに経営全般に関する有益なご意見をいただくことを期待したものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 中喜多智彦氏を社外取締役候補者とした理由は、コンサルタントとしての幅広い知識と高い見識を有し、社外取締役として取締役の職務執行を適切に監視いただくとともに経営に対し有益なご意見をいただくことを期待したものであります。
7. 藤原誠、中喜多智彦の各氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤原誠氏は7年、中喜多智彦氏は6年となります。



8. 藤原誠、中喜多智彦の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、年額150百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給時期の決定は、取締役会の決議によるものとするものとさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第10期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであるところ、本議案を承認いただいた場合は、その対象を取締役とすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

現在の取締役は13名（うち社外取締役5名）ですが、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150百万円以内とし、別枠として2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額30百万円以内と決議いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、改めて、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定することを予定しております取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

なお、本定時株主総会終結の時点において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと対象取締役は7名となります。

これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。なお、譲渡制限期間は、当社の経営計画における対象期間と合わせて、1年間とする。
- (2)対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)対象取締役が、①譲渡制限期間中、継続して、上記(2)の地位にあることに加え、②対象となる当社内の経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定する経営目標数値を達成することを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、上記②の条件が達成されることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役が保有する本割当株式のうち、在任期間に応じて按分した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)本割当契約における意思表示又は通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目4番5号

毎日新聞大阪本社ビル地下1階 オーバルホール

TEL 06-6453-0250



## 【交通のご案内】

- J R大阪環状線 大阪駅 桜橋口 徒歩8分
- J R大阪環状線 福島駅 徒歩5分
- 大阪メトロ御堂筋線 梅田駅 徒歩9分
- 大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅 徒歩7分
- 阪神本線 福島駅 徒歩5分
- J R東西線 新福島駅 1号出入口 徒歩6分

